

福岡県公報

平成20年10月10日
第 2 8 8 4 号

目 次

告 示 (第1635号 - 第1652号)	
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 2
都市計画の変更	(都市計画課) 2
都市計画の変更	(都市計画課) 2
都市計画の変更	(都市計画課) 2
都市計画の変更	(都市計画課) 3
都市計画区域の変更	(都市計画課) 3
都市計画区域の変更	(都市計画課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 4
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 6
土地改良事業の同意	(農村整備課) 6

公 告

落札者等の公示	(教育庁社会教育課) 6
落札者等の公示	(税 務 課) 7
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 7
一般競争入札の実施	(総務事務センター) 9

正 誤

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (平成 2 年福岡県公安委員会規則第 9 号) 中正誤11
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (平成20年10月福岡県公安委員会告示第319号) 中正誤11

告 示

福岡県告示第1635号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市本城字平田1096番 4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宮若市鶴田2047番地 2
仲山 一志

福岡県告示第1636号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マックスバリュ久留米西店
- (2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1637号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 久留米南ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1638号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 みいまちショッピングタウン
- (2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1639号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

新宮都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1641号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

北九州都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1642号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

直方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 都市計画区域の名称

北九州都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

北九州市八幡西区星ヶ丘五丁目5の154、5の155、5の156、5の157、5の158、5の159、5の160、5の161及び5の162の全部並びに星ヶ丘六丁目3の124及び7の143の全部

3 都市計画区域から除外される土地の区域

直方市湯野原二丁目4の112、5の111、5の112、5の113、8の109、9の114、100の29、100の30、100の31、100の32、100の33、100の34、100の35、100の36、100の37

、100の38、100の39、100の40、100の41、100の42、100の43、100の44及び100の45の全部

福岡県告示第1644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 都市計画区域の名称

直方都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

直方市湯野原二丁目4の112、5の111、5の112、5の113、8の109、9の114、100の29、100の30、100の31、100の32、100の33、100の34、100の35、100の36、100の37、100の38、100の39、100の40、100の41、100の42、100の43、100の44及び100の45の全部並びに大字上境566の1の一部

3 都市計画区域から除外される土地の区域

北九州市八幡西区星ヶ丘五丁目5の154、5の155、5の156、5の157、5の158、5の159、5の160、5の161及び5の162の全部並びに星ヶ丘六丁目3の124及び7の143の全部並びに田川郡福智町大字上野4175、4176及び4177 - 3の各一部

福岡県告示第1645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	県 道	行 添 橋 田 線	前	京都郡みやこ町犀川崎山 1036番 1 先から 京都郡みやこ町犀川崎山 1004番 2 先まで	4.5 ~ 7.0	51.0
			後	同上	7.0 ~ 7.0	51.0

福岡県告示第1646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	一 丁 田 久 留 米 停 車 場 線	前	久留米市中央町 2 番48先から 久留米市城南町 3 番24先まで	13.0 ~ 21.0	268.0
			前	同上	13.0 ~ 23.0	291.0
			後	久留米市中央町 2 番48先から 久留米市城南町 3 番25先まで	13.0 ~ 21.0	268.0

			後	同上	13.0 ~ 23.0	291.0
--	--	--	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第1647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	久 留 米 筑 後 線	前	久留米市御井町1162番 1 先から 久留米市御井町2442番 3 先まで	4.8 ~ 15.0	1,392.5
			前	久留米市御井旗崎 1 丁目 1315番 2 先から 久留米市御井町2442番 3 先まで	10.8 ~ 67.5	1,507.3
			後	久留米市御井町1162番 1 先から 久留米市御井町2442番 3 先まで	6.0 ~ 54.0	1,610.0
			後	久留米市御井旗崎 1 丁目 1313番 1 先から 久留米市御井町2442番 3 先まで	10.8 ~ 67.5	1,507.3
久留米	県 道	御 井 諏 訪 野 線	前	久留米市御井町519番先から 久留米市御井町1735番 5 先まで	10.0 ~ 31.0	202.5

			後	同上	10.0 ～ 31.0	202.5
久留米	県道	湯ノ原川線	前	久留米市御井町2175番1先から 久留米市御井町2022番3先まで	11.0 ～ 11.0	237.0
			後	同上	11.0 ～ 26.0	237.0

福岡県告示第1648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米築後線	久留米市御井町528番1先から 久留米市御井町2136番6先まで
久留米	御井諏訪野線	久留米市御井町519番先から 久留米市御井町1735番5先まで
久留米	湯ノ原川線	久留米市御井町2175番1先から 久留米市御井町2022番3先まで

福岡県告示第1649号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成20年9月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
特定非営利活動法人CRECネット
- 代表者の氏名
熊澤 淨一
- 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市若松区花野路3丁目8番1号

- 定款に記載された目的

この法人は、医療に関心のある人々に対して、臨床研究、啓発及び技術的支援を通じて、市民に安全で安心できる環境を提供し、豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1650号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成20年9月23日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- 名称
NPO法人ひかりのさと
- 代表者の氏名

島田 悟

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県中間市岩瀬一丁目23番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護の必要な高齢者その他支援を必要とする人々及び子どもに対して、地域に根ざし、心のこもった助け合い及び高齢者その他支援を要する人の介護等支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1651号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年9月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人筑豊山の会

(2) 代表者の氏名

太田 徹哉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区日吉台二丁目21番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福智山九合目山小屋「荒宿荘」と隣接するバイオトイレの管理・運営を行うことにより、福智山山麓の美化と環境の保全を図ると共に、自然体験教室や安全登山講習会等を実施して子どもたちや地域住民が安全・安心して親しめる自然の確保に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
飯塚市	農業用排水施設整備事業 (高田立石地区)	平成20年9月18日

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

福岡県立図書館情報提供システムの賃貸借及び保守

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立図書館

(2) 所在地

福岡市東区箱崎一丁目41番12号

3 落札者を決定した日

平成20年7月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

三井リース事業株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区下川端町2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

87,381,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成20年6月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

税制改正（地方法人特別税創設）等に伴うプログラム開発委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年9月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社B C C

(2) 住所

福岡市中央区六本松2丁目12番19号

5 契約金額

97,650,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ノートパソコン（備53）767台

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション
- イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の時期

この公告の日から平成20年10月30日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年10月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ノートパソコン 767台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年1月30日(金曜日)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション(福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円(消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092(ダイヤルイン)

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年11月20日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種品目が「電気通信機器」で登録されている者のうち「AA」の等級に格付されている者

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を、福岡県総務部システム管理課に平成20年10月30日(木曜日)午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班(行政南棟1階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092(ダイヤルイン)

F A X 092 - 643 - 3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成20年10月10日（金曜日）から平成20年10月30日（木曜日）までの県の休日を
除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター調達班

(2) 受領期限

平成20年11月20日（木曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期
限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成20年11月21日（金曜日）午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3
項の規定により再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべて
が立ち会っている場合にあってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送
入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（の税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を
納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額
とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額
とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに
加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。
- (6) 本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものである。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
767 Notebook PC (Lap Top)
- (2) Delivery period : By January 30, 2009
- (3) Time Limit for Tender
4:00 PM on November 20, 2008
- (4) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
2・8・29	243	福岡県公安委員会規則	9	41			1		第108条の2第1項第5号	第108条の2第5項
20・10・1	2880	福岡県公安委員会告示	319	15			16	表中	大牟田市宝坂町2丁目86番地 大牟田市民体育館研修室A	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署会議室

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）